

令和6年度川崎市環境審議会第3回大気や水などの環境保全部会 会議録

1 開催日時 令和6年10月28日（月）午前9時30分から午前11時27分まで

2 開催場所 川崎市役所本庁舎復元棟3階302会議室

3 出席者氏名

(1) 委員（50音順、敬称略）

神長 唯、関口 和彦、中嶋 豊、吉村 千洋、與本 剛三、若松 伸司、鷺北
栄治

(2) 事務局

藤田環境対策部長、喜多地域環境共創課長、西村地域環境共創課担当課長、鈴木環
境評価課長、千室環境対策推進課長、加藤環境保全課長、佐藤環境対策推進課課長
補佐、小平地域環境共創課担当係長

4 議題

(1) 今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について

(2) その他

5 配布資料

次第

第11期 川崎市環境審議会 大気や水などの環境保全部会委員名簿

資料1 部会説明資料

参考資料1 第2回環境保全部会での委員の御意見への本市の考え方

参考資料2 環境への負荷の低減に係る環境配慮概要書（案）

参考資料3 改善等指示と苦情の関係について

参考資料4 環境配慮書[様式]

参考資料5 環境負荷低減行動計画書[様式]

参考資料6 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例

参考資料7 川崎市大気・水環境計画

6 公開又は非公開の別 公開

7 傍聴人の数 1人

8 発言の内容 次のとおり。

—開会—

○事務局（地域環境共創課長）

（審議会の成立、傍聴者の確認）

○事務局（地域環境共創課担当係長）

（資料等の確認）

○事務局（地域環境共創課長）

それでは、議事に移りたいと思います。ここからの進行は若松部会長にお願いしたいと存じます。部会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○若松部会長

おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

次第に基づきまして、議事1の「今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について」、事務局から資料1を使いまして御説明をよろしくお願ひいたします。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

資料の説明に入ります前に、先日照会させていただきました環境への負荷の低減に係る配慮概要書及び川崎市版EMSの作成に向けた考え方につきまして、お忙しい中、御回答いただきまして、ありがとうございました。こちらは、照会の際にも御説明させていただきましたが、今回の答申の内容ではなく、市として実際に制度設計をさせていただく際に参考にさせていただこうということで依頼させていただきました。作業的にはまだまだ先にはなりますが、今回いただいた御意見を参考にさせていただきたいと思っております。

ただ、本日の議論なしには意見を出すのが難しいという御意見の部会委員の方もいらっしゃいましたので、本日の部会での御議論を踏まえまして、再度御意見がありましたらぜひいただきたいと思っておりますので、また11月15日（金曜日）あたりまでに、御意見がありましたらいただければ大変幸いです。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、資料の説明に入らせていただきます。

まず、参考資料1としてお配りしております「第2回環境保全部会での委員の御意見への本市の考え方」でございますが、こちらに、前回の部会でいただきました御意見とその対応についてまとめております。いただいた御意見を踏まえまして本日の資料を作成しておりますので、こちらの参考資料の詳しい説明は割愛させていただきますので、どうか御了承ください。

それでは、資料1の2ページ目を御覧ください。初めに、説明についてでございますが、「1、川崎市の現状と課題」から、「3、事業者の自主的取組の現状」まで、そして、「4、事業者の自主的取組の方向性」、次に、「5、取組の評価基準」と、「6、今後のスケジュール」の3つに分けて説明させていただき、御意見を伺わせていただければと思っております。

それでは、「1、川崎市の現状と課題」の追加資料について説明させていただきます。

3ページを御覧ください。環境配慮書の総括といたしまして、平成31年度から令和4年度までの過去4年間、苦情が原因で改善等指示を受けた事業所の状況を調査しました。比較対象としましたのは、右下の枠内を御覧ください。平成12年度に施行されました現在の市条例施行後、市へ届出等があった事業所、その中で環境配慮書の対象外の事業所567事業所と比較したものでございます。結果としましては、環境配慮書対象事業所で改善等の指示を受けた事業所は294事業所中の8事業所で、割合は2.7%、環境配慮書の提出対象外の事業所で改善等の指示を受けた事業所は567事業所中35事業所、割合は6.2%で、環境配慮書制度の対象になっている事業所の方が、苦情が原因で改善等指示を受けた事業所の割合が少ないということが分かりました。

次のページを御覧ください。それでは、次に、「2、環境配慮に取り組む目的・意義」についてでございます。前回の部会でも、動機づけをしっかりと示すようにという御意見をいただいておりますので、考え方を整理してまいりました。こちらは、前回の部会でも御説明したページがございますので、そのページの上の表題の部分はグレーにしております。全体的な流れを御説明するために再度入れているものでございますので、そのページの説明は簡単にさせていただきます。

5ページを御覧ください。(1) 自主的に環境配慮に取り組む必要性でございますが、一つの事業所や市民一人一人が地域環境に及ぼす環境負荷は大きくなくても、トータルで地域環境に影響を与えてしまうことがあります。例えば毎年発令されている光化学スモッグ注意報の原因でもあります光化学スモッグは、光化学オキシダントが増加することで発生

することは分かっておりますが、その生成過程は十分解明されておられません。現在はその原因物質の一つであるVOCなどを少しでも減らすために、事業者の自主的取組を推進しているところでございまして、削減を図っているところでございます。また、河川、海、地下水はつながっておりますが、東京湾は閉鎖性海域であることから、汚れが滞留しやすい状況になっております。こうしたことから、社会・経済活動による自然への負の影響を抑え、プラスの影響を与えることを目指すネイチャーポジティブの観点からも、事業所や市民、それぞれ環境配慮に取り組むことが重要と考えております。

6ページを御覧ください。(2) 環境負荷の状況についてでございますが、一定規模以上の指定事業所であります環境負荷低減行動事業所が南部に集中していることがお分かりになるかと思えます。

7ページを御覧ください。(3) 環境負荷の状況について(大気)でございますが、こちらには大気環境負荷の状況をまとめてございます。川崎市全体の年間排出量と環境負荷低減行動事業所の合計の排出量を比較したデータでございます。

8ページを御覧ください。(3) 環境負荷の状況について(水)のデータでございます。先ほどの大気でも同じですが、川崎市の全体の排出量のほとんどを環境負荷低減行動事業所からの排出量が占めていることがお分かりになると思えます。こうしたことから、こうした全体的な排出量に関しましては、規制行政を行いまして、事業者の皆様と協力して取り組んできたところでございます。

9ページを御覧ください。(4) 地域ごとの市民の満足度についてでございますが、思ったほど満足度が低い傾向にあると考えております。

10ページを御覧ください。市民の満足度が高くない理由の一つとして考えられますのが、こちらの川の写真を掲載しておりますとおり、常に汚れている状態であるというわけでもありませんが、このような状況を見てしまった市民の方は満足度が下がるものと思われれます。

11ページを御覧ください。苦情・事故につきまして、こちらも参考としまして一例を掲載しております。

12ページを御覧ください。こちらは過去5年間に起こりました事業所が原因の苦情・事故の数と、場所を地図上に落とし込んだものでございます。事業所には指定事業所も含まれております。苦情・事故は市内全域で起こっているということがお分かりになるかと思えます。

13ページを御覧ください。こちらは過去5年間の原因不明の苦情・事故の数と場所を地図上に落とし込んだものでございます。恐らく指定事業所が原因のものも含まれていると考えてはおります。

ここで、もう一つのタブレット端末で、参考資料3、改善等指示と苦情の関係についての資料をお開きください。こちら、年度末に市から発表しております改善等指示といった経緯が出されたものを調査したデータでございます。大気汚染物質規制関係の一部や水質関係で立入検査や採水検査を基に改善等指示に至ったケースがございますが、それ以外のほとんどが苦情が原因であるということが分かりました。こちら、参考に御覧になっていただければと思います。

それでは、資料1にお戻りいただきまして、14ページを御覧ください。(5)環境配慮に取り組む目的・意義についてでございますが、これまでのまとめといたしまして、一つの事業所や市民一人一人が地域環境に及ぼす環境負荷は小さくなくても、トータルで地域環境に影響を与えてしまうことがありますので、市民や事業者など多様な主体との連携により、全ての人がネイチャーポジティブの観点で環境配慮に努めることで、さらなる環境改善が望めるようになって考えております。

また、これまでの取組により大気・水環境は大幅に改善されましたが、一部の項目で環境基準はまだ非達成、市民の生活環境への満足は増加してきているが、まだ高いとは言えない、既存の制度では、主に大規模事業所、こちら、南部に集中しておりますが、そういったものが対象となっており、市内全域での環境配慮の取組が十分とは言えない、原因が特定できない苦情もあり、市民の生活環境の満足度につなげるには、市内全域でみんなで取り組んだ方がよいということがありますので、市内全域で市民や事業者がさらなる環境改善の取組を進めることで、よりよい環境が生まれるのではないかと考えております。

15ページを御覧ください。(6)環境配慮に係るこれまでの取組についてでございますが、これまでも環境配慮につきましては、事業者の自主的取組、市民の取組も並行して進めてまいりました。

右側の枠を御覧ください。こちら、自然を活用した解決策、ネイチャー・ベースド・ソリューションの概念を活用いたしまして、自然フィールドを活用して、イベントや出前講座を通じ、市民の環境配慮意識の向上に向けた取組を行っております。

また、左側の枠を御覧ください。事業者の自主的取組について取りまとめておりまして、今回はこちらの取組について委員の皆様のお意見を伺っているところでございます。

事業者の自主的取組を通じた環境配慮意識を市内全域に拡大していく、また、環境保全に係る自主管理ができる事業所を増加させる取組を行う、こうした事業者と市民の取組が両輪となって環境配慮の取組を推進することで、生活環境が保全され、市民実感（満足度）の向上につながっていくと考えております。

16ページを御覧ください。「3、事業者の自主的取組の現状」でございますが、17ページを御覧ください。(1) 国の動向についてでございますが、2024年3月に環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省が合同でネイチャーポジティブ経済移行戦略を策定いたしました。ネイチャーポジティブ経営とは、自然資本の保全の概念を重要課題といたしまして位置づけた経営でございますが、国といたしましては、ネイチャーポジティブ経営への移行を実現したいと考えているようです。移行後の絵姿の中に、ネイチャーポジティブ宣言を行う団体として、中小企業も含めて取組を推進していくというふうに記載されております。

18ページを御覧ください。こうした中、我々は、(2) 中小規模の事業所の意見について調査をいたしました。川崎市の中小規模の事業所に対してでございますが、今回の検討の対象であります中小規模の事業所の現状等を把握するために、2、対象事業所を御覧ください。従業員50人以上の事業所から環境行動事業所及び環境負荷低減行動事業所を除きました260事業所、あと併せまして、従業員50人未満の枠からは、比較的環境負荷が大きい業種であります製造業の事業所の方から、これまでに市とも届出などがあってやり取りのある事業所178事業所を抽出いたしまして、併せて438事業所に対してアンケートを行いました。

そのうち133事業所から回答がございましたので、19ページを御覧ください。設問1、環境への配慮や負荷の低減を行っているかお聞きしたところ、環境配慮について行っている事業所、または今後環境配慮に取り組む意思があると答えた事業所は合わせて95%でした。右側は、現在行っている環境配慮の内容を取りまとめた結果でございます。参考までに御覧ください。

20ページを御覧ください。設問2としまして、環境配慮の取組を行うきっかけ、動機についてお聞きしております。既に行っているという事業所には、さらに取組を行うためのきっかけ、動機をお聞きしております。事業所のメリットを選んだ事業所がやはり一番多いでしたが、2つ目の項目、事業所が環境配慮に取り組むことでどのように地域貢献につながるかといった情報や、4つ目の項目、地域の気や水環境の課題が分かることを選択

している事業所も多く、事業所の方も地域を意識していると感じました。きっかけ、動機があれば、さらに環境への配慮や負荷の低減に取り組もうと考えている事業所が多いと考えております。

21ページを御覧ください。設問3としまして、今後、どのような情報、仕組みがあれば取組がしやすくなるかお聞きしております。具体的な取組方法、市の支援制度と併せまして、他事業所・他業種の取組事例も必要と考えている事業所が多いと考えております。

22ページを御覧ください。(3) 中小規模の事業所の自主的取組の現状についてでございますが、環境配慮に比較的取り組んでいる事業所がアンケートに回答しやすいということもありますので、この結果を持って全体を語ることも難しいということは承知しておりますが、このアンケート結果から言えますことは、環境配慮の取組を行っている事業所が多いということ、きっかけ、動機があればさらに取り組もうと考えている事業所が多い、地域を意識している事業所が多い、情報や支援制度などが必要と考えている事業所が多いということが分かりました。そういったことから、中小規模の事業所は環境配慮への取組意識も高いことが分かったので、さらに環境配慮の取組を浸透させる仕組みをつくることにより、さらなる環境改善が見込まれる、また、アンケートでは、既に取り組んでいる事業所も多いということが分かりましたので、中小規模の事業所で既に取り組まれている先進事例を行政が情報発信し、同規模の事業所に横展開することで取組の拡大が期待できるのではないかと考えております。

これまでの取りまとめの説明は以上でございます。

○若松部会長

ありがとうございました。資料1の1から3につきまして御説明をいただきました。御説明いただきました内容につきまして、御質問とか御意見がありましたら、よろしく願いたいと思います。

○與本委員

與本です。御説明、どうもありがとうございました。前回、私が質問した参考資料3、改善等指示と苦情の関係についてちょっとお伺いしたいのですけれども、具体的に言うと、令和4年の大気汚染物質関係が、改善等指示が件数5、水質関係が1ですけれども、これはいわゆる法令上の違反、違法行為に対する改善等の指示なのか、それとも、あくま

で環境配慮書とか行動計画書に基づく改善指示なのか、どちらですか、両方含まれているのですか。

○事務局（環境対策推進課長）

今、御質問のありました大気汚染の関係、水質汚濁の関係ということですが、その改善指示等の原因となっているのが法令に違反するもの。

○與本委員

違法行為。

○事務局（環境対策推進課長）

違法行為、法令に違反するものということでよろしいでしょうか。

○與本委員

一番初めに、第1回部会だったと思いますが、法的な規制は強制力があって、それは画一的になりがちだと。それだけでは足りないから、環境配慮のいろいろさっき言った支援とか指導をされてやるということがありますよね。2つに分けられると思うんですよ。要は適法なのか違法なのか。違法は当然指導とか是正命令とかが出るべきものですがけれども、適法だけどレベルが低いもの、もうちょっと頑張ってくださいというのが今回の環境配慮の指示とか、改善の依頼というんですか、助言とか、それはどちらですかと聞いているんです。この件数は。

○事務局（環境対策推進課長）

水質につきましては、件数はほかと比べて少ないかと思うんですけれども、こちらについては、私どもで立入検査を行っておりまして、水質の測定をして、水質の基準値に適合しているかどうかというところで、適合していないものについて指示しているものになっております。

大気についても、基準値の適合状況を調べまして、排出の基準というのが設けられておりますので、それに対して適合しているかしていないかというところで、適合していないものに対して指示をしているものになっております。

○與本委員

私の質問の意図が伝わっていないみたいなので、もう一度申し上げますと、前回私がお願いしたのが、環境局事業概要の指示、勧告、措置命令等の総括表、これについてまず確認してくださいということをお願いしましたよね。私はこれをもう一度コピーを見ましたところ、過去5年間、この環境配慮書関係と環境負荷低減行動計画関係の改善等指示の項目がゼロなのです。ということは、今までは、環境配慮計画書関係、今回議論している、あるいは環境負荷低減行動計画に関する改善指示はしていなかったというまず理解でよろしいんですか。いいですね。

○事務局（環境対策推進課長）

はい。

○與本委員

それで、次のデータですけれども、これ、地域環境共創課さんが出している大気・水環境対策の取組とか実績という表がありますよね。これ、御存じですかね。2022年度、大気汚染が637件、水質汚濁が1件、文書または口頭による改善指導件数がここに出ていますけれども、これと、さっきおっしゃった数値と整合がちょっと取れていないと思うんですけれども、その辺、御説明いただきたいのですが。これ、分かりますかね。見てもらってもいいですよ。

○事務局（環境対策推進課長）

今お示しいただいたこちらの。

○與本委員

法令上のと書いてありますよね。

○事務局（環境対策推進課長）

法令等に基づく改善指導の状況。

○與本委員

さっき私が言ったように、環境配慮書が行動計画書ではないものですか。さっき御説明いただいたように。いわゆる違法行為。

○事務局（環境対策推進課長）

はい。

○與本委員

（違法行為）に対する改善指示。

○事務局（環境対策推進課長）

それも含まれておりますし、あと、苦情の御相談が。

○與本委員

苦情の話はしていません。法令に基づく。

○事務局（環境対策部長）

苦情も法令に基づくものも入っているということで、212ページには、基本的には法令に基づくものとか、法令に基づかない苦情も、グレーゾーンというんですかね、そういうのも全部入っている数字が。違うんですか。

○與本委員

違います。

○事務局（環境対策部長）

どういうことなのでしょう。

○與本委員

逆にこれはどこから出したんですか。

○事務局（環境対策部長）

それは改善指示をした。これはもう少し広く、環境局事業概要のデータ。これはもうちょっと広く捉えて、そういった数字も入っている。これは先ほどの青いほうのところは、条例、法令に違反しているということの改善指示をしたものの数字、こちらのほうは。

○與本委員

時間を取って申し訳ないんですけども、何を申し上げたいかという、さっき、前段で、1回目のときに、法令上のは強制力があるけど固定的で画一的だというお話がありましたよね。でも、法令をまず遵守するのが前提ですよ。物事。法令違反すれば、それは当然指導とか、あるいは取り締まりというんですかね、よく分かりませんが、それを是正させる、これは苦情とは全く別なのですよ。苦情の中にももちろん違法行為と違法じゃない行為がありますよ。でも、行政の立場は基本的には法令上遵守させる、指導するのが前提ですよ。それが第1回目の議論で、強制力があるけど画一的だという議論で、この部会で議論しているのはそれじゃないと思うんですよ。あくまで自主的な取組、企業として。だから、法令遵守はベースの話としてここで議論する話ではなくて、むしろ行政のふだんの仕事としてそれをおやりになっていただければいい話、市民の苦情も含めて、それが法令違反に当たるか当たらないかは確認されればいい話ですが、法令に基づく違反ということでその件数が出ているんですよ。さっきの渡した資料は。それは市がつくっている資料ですからね。

問題なのは、環境配慮書とか行動計画書に基づいての改善指示が逆にゼロだということなんです。この間、5年間、それは本当になかったのかと。さっきお話があったように、法令に基づかない苦情に対して、そういう環境配慮に対する指示が5年間全くなかったとおっしゃいましたよね。ということは、これからもそれが続くのかというのが心配だから、こういうことを申し上げたのです。法令上の話と、違法なことと、それから、適法だけど苦情なのか何か分かりませんが、それはレベルをもっと上げてほしいという話は切り分けて議論するべきだと思いますよ。

○若松部会長 事務局、今の件に関しまして、いかがでしょうか。

○事務局（環境対策推進課長）

與本委員、ありがとうございました。御意見、ごもっともだと思いますので、そのあたり、きっちり考えた上で今回の資料に反映していければと思っております。

○若松部会長

ほかに、今の資料1の1から3につきまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

○関口副部会長

今の議論を膨らませるつもりはないんですけども、法的に濃度を超えたとか、そういうところは確かに是正できますよね。ですが、環境配慮書とかに対しての指導というのはあり得るのでしょうか。環境配慮書とかは、その業者とかが自分たちで、よりいい環境にしようとして配慮して出しているわけですよね。それを超えたときに、市に、もともとこういうふうにやってくれると言っていたのにやっていませんよという指導というのはあり得るんですか。それは向こうが善意でやっている部分なので、そことフォーマットを一緒にするのも違うのかなと思って聞いていたんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

立入検査をしたときなどに、こういった取組をされているようですがということでヒアリングをすることはありますが、ただ、それをしていなかったからといって、こちらから絶対にしてくださいというところまでは指導はできるかどうかというのは、ちょっとグレーなところかなというふうには思います。

○関口副部会長

そこはあくまでも説明ベースですよ。昔で言った環境省のベストミックスみたいな感じで、基本的には法で規制しないけれども、協力をお願いしてやっていってもら。だから、そこがゼロというのは私はおかしいことではないと思っていて、むしろゼロでいいんじゃないかと。基本は今後、法の部分と、お願いベースの部分とを別と言うんですけど、ただ、法の部分でどこまで苦情とかと関わっているかという情報がない限りは、我々はやっぱりお願いベースで本当にしているのかということ議論しなければいけないので、すみ分けて考えることはもちろん大事なんですけれども、ベースに今日みたいな資料がもっと

早めに出てくれば議論対象だったのかなという気がしました。

それで、個人的な質問というか、あれなんです、大気と水に関しては改善指示との相関が全くないと、それ以外に関してはかなり高い相関があるという、そんなような報告ですね、この資料は。これは、先ほどの大気、水に関しては非常にグローバルな循環、実際には広域的な汚染なのですけれども、循環が多い範囲で効いてくるので、市民側が感じる苦情と、実際のそこまでにたどり着くプロセスがかなり長いというところで差異が出ているということを理解しながら、この資料をつくられていくことも重要かなと。だとすると、やっぱり法的な部分とは分けて、お願いベースをどこまで広げることで、そういう部分が改善されるのかということ、きちっと説明できるような形にしていくのが必要かなと思って聞いていたのですが、その辺はどういう理解になっていますか。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

今御説明していただいた、そういった思いで、こちらのほうも資料をつくったところでございます。

○関口副部長

資料を見ていると、前にも少し意見させていただいたんですが、VOCと地球グローバルなところに行くまでのプロセスのところの説明がやや乖離しているというか、大きいところがすごく見えているんですけども、やっぱり市民の皆さんには手前で何が起きて、それがどうつながるかが乖離しているように感じます。難しいところですが。この法的な部分では解決できないということを書くべきかどうかは難しいところだとは思いますが、やっぱり苦情に対して非常に身近な騒音だったり、臭いだったりというものは改善されるんですけども、大気とか水とか、非常に大きな循環を持っているものは解決が非常に難しいので、みんなで小さいところから改善というのがもう少し見えるような感じになっていると、今の必要性の話はもう少し見えやすくなるかなという気がしました。感想です。

○若松部長

ありがとうございました。

ないようでしたら、続けて、後半の4以降についての御説明をよろしく願いいたします。

す。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

それでは、「4、事業者の自主的取組の方向性」について御説明いたします。こちらの内容が環境審議会からの市への提言ということになります。

24ページを御覧ください。(1) 事業者の自主的取組の方向性についてでございますが、これまでの取りまとめ内容を踏まえまして、事業者の自主的取組の推進をさらに促す仕組みということで、以下の方向性で検討を行ってまいりたいと考えております。

検討の方向性1、地域の特性・課題を踏まえた取組の推進、検討の方向性2、環境配慮意識を拡げるための事業所支援、検討の方向性3、事業者の負担軽減、この検討の方向性3は、最初の審議会で現制度の課題について御説明しました、その課題解決につながるものでございます。こうした3つの方向性について検討することで、事業所の取組が市内全域へ浸透していくものと考えております。

それでは、それぞれの検討の方向性ごとに取組の考え方を御説明させていただきますので、25ページを御覧ください。

取組の方向性1、地域の特性・課題を踏まえた取組の推進についてでございますが、26ページを御覧ください。

(1) 事業者へ地域課題の積極的な情報提供についてでございますが、右下の検討の方向性を御覧ください。本市の都市構造、土地利用の状況は、地域ごとに特徴があります。大気・水環境計画でまとめてあります地域課題をもとに対応を検討していく、また、南部・中部・北部の3つに分類して検討するというので、27ページを御覧ください。

提案する取組といたしましては、地域特性・課題の情報発信とそれを踏まえた環境配慮の取組推進でございます。南部・中部・北部、それぞれの地域特性・課題から特に配慮が必要な項目を設定してございます。

28ページを御覧ください。取組の考え方としましては、事業者へ地域の課題等を積極的に情報発信するとともに、地域の特性・課題を踏まえた事業者の自主的取組の推進に取り組むとまとめてございます。

29ページを御覧ください。次は検討の方向性2、環境配慮意識を拡げるための事業所支援についてでございます。

30ページを御覧ください。(1) 環境配慮意識を拡げるためのしくみづくりについてでござ

ざいますが、先ほど御説明しました中小規模の事業所へのアンケート結果を参考にしております。

検討の方向性を御覧ください。市内全域でさらなる環境改善を図るために、幅広い環境配慮に取り組んでもらえるような取組を検討する、アンケート結果では、環境配慮の取組の情報を求めている事業所が多いため、事業所の環境配慮の取組を集約し、他の事業所へフィードバックするといったような取組を検討するという事で、31ページを御覧ください。

提案する取組といたしましては、環境配慮に取り組んでいる事業所の取組を他事業所へフィードバックする取組でございます。こちらの取組は、条例などで義務化するのではなく、アンケートで環境配慮に取り組んでいる事業所がある程度多いということが分かりましたので、例えばそういった事業所が、こちらは仮でございますけれども、環境配慮事業所宣言といったものを行ったりして、その取組を登録してもらい、その取組をホームページなどで公表し、他事業所へ取組内容をフィードバックするといったようなことをイメージしております。宣言した事業所には何かしらの支援を検討する必要があると考えております。取組の考え方としましては、環境配慮に取り組んでいる事業所の取組を他事業所へフィードバックし、市内全域の事業所に環境配慮の取組を浸透させていくとまとめております。

32ページを御覧ください。(2) 事業所の自主管理をさらに促進させるための支援についてでございますが、こちらは環境行動事業所の認定要件につきまして、中小規模の事業所にお聞きした結果でございます。現在、環境行動事業所の取得にはISO14001の取得が認定要件になっておりますが、ほかにどんな認定要件が対象になれば環境行動事業所に申請しようと思うかお聞きしたところ、「わからない」と答えられた事業所が多かった一方で、その中でも、川崎市の独自様式の提出による認定や、要件が緩和されれば申請する、具体的にエコアクション21と指定された事業所もおりまして、認定要件が広がれば、環境行動事業所に申請の意欲のある事業所が多いということが分かりました。

33ページを御覧ください。現在の環境行動事業所制度でございますが、制度の概要について取りまとめてございます。検討の方向性を御覧ください。環境分野における自主管理を推進する事業所が増えるよう、環境行動事業所の制度の充実を検討するとともに、環境分野における自主管理が可能な中小事業所も支援する仕組みを検討するという事で、34ページを御覧ください。

提案する取組といたしましては、中小規模の事業所に支援を拡大するという一方で、近年、中小規模の事業所を対象に設立された民間EMS、例えばエコアクション21なども認定要件に加える、また、費用的に民間EMSの取得が困難な中小規模の事業所も取り組めるように、川崎市独自の申請様式を作成するなど、申請の可能性を広げる仕組みを検討し、環境分野における自主管理ができる事業所の増加を目指すことが必要である、また、事業所が環境配慮に取り組みやすくするために、経済的支援・伴走型支援・広報型支援・連携型支援など、様々な支援が必要ということで、取組の考え方といたしましては、中小規模の事業所も含めました指定事業所を応援する機会・支援策を拡大するとまとめてございます。

35ページを御覧ください。こちらのページには他都市の取組状況を参考にまとめてございます。

36ページを御覧ください。次に、検討の方向性3、事業者の負担軽減についてでございますが、37ページを御覧ください。

(1) 他制度との重複の整理についてでございますが、現条例の環境配慮書制度につきましては、総合審査制度の機能を持っております。総合審査制度は、規制基準が定められていない地球環境項目等に関して環境負荷低減に向けての自主的努力を要請し、総合的に審査・指導する仕組みでございまして、そうしたことから、環境配慮書や環境負荷低減行動計画書にも、地球温暖化、省資源・省エネ、オゾン層、廃棄物も対象項目に含まれておりまして、項目数が多くなっている一因にもなっております。

他条例の施行状況を御覧ください。本条例が施行されました当初は、廃棄物に関する条例のみでしたが、平成22年には地球温暖化対策の推進に関する条例も施行されるようになりましたので、検討の方向性を御覧ください。環境配慮書や環境負荷低減行動計画書などで、市へ重複して報告している内容を整理することで、事業者の負担軽減につなげる検討をしてまいります。

38ページを御覧ください。こちらには、それぞれの条例の概要について説明しております。こちらは、地球温暖化対策等の推進に関する条例に位置づけられました事業活動脱炭素化取組計画書・報告書制度についてまとめてございます。制度概要にありますとおり、温室効果ガスを一定量以上排出する事業者は、3か年の計画書・報告書を市へ提出するようになっております。市の公害防止条例に位置づけられております環境負荷低減行動計画書を市へ提出している事業者の中で、併せて脱炭素の計画書・報告書も提出している事業

所、こちらは52事業所中48事業所になっております。

39ページを御覧ください。こちらは環境配慮書との報告内容の比較をしておりますが、基本的には我々が環境配慮書としていただいていた情報は、温暖化部署に報告している内容に含まれていると考えております。また、低公害・低燃費車の使用、緑化の推進につきましては、見直し後の環境配慮書の様式にも環境配慮項目として残りますので、見直しによりまして市として把握できなくなる情報はないものと考えております。

40ページを御覧ください。次に、廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例に位置づけられております事業系一般廃棄物多量・準多量排出事業者制度についてまとめてごさいます。制度概要にありますとおり、事業系一般廃棄物の排出量に基づき、毎年4月1日に市が多量排出事業者等を認定しまして、認定された事業者は毎年報告書を市へ提出することになっております。環境負荷低減行動報告書を市へ提出している事業所の中で、併せて廃棄物の報告書を提出している事業所は52事業者中の21事業者になっております。

41ページを御覧ください。こちらにも廃棄物対策に係る環境配慮書との報告内容の比較をまとめておりますが、事業系一般廃棄物に関しまして、多量・準多量排出事業者制度が、産業廃棄物につきましては、マニフェスト制度がこちらにも多量排出事業者向けの廃棄物自主管理事業制度がございまして、こうしたことで取組状況を把握できるようにはなっております。

42ページを御覧ください。現状は、総合審査制度といたしまして、環境配慮書等の項目にも温暖化対策や廃棄物関係の内容が含まれているなど、事業者から一部重複した情報を報告していただいておりますが、今回の見直し後は、事業者からはそれぞれの部門に情報を報告していただきまして、事業者指導や政策検討に当たりまして必要な場合には、行政内部の関係部署が連携して対応する形に変えていきたいと考えております。

43ページを御覧ください。こちらには市の環境行政に係る連携体制についてまとめてごさいます。本市の環境行政は、環境基本計画を中心に、それぞれの専門分野の計画が位置づけられておりまして、施策を進めていく上では、環境行政・温暖化対策推進総合調整会議に諮るなどの体制が整えられているところでございまして。そうしたことから、右下の※に記載してありますけれども、日頃から施策の検討を進めていく上では、課や部を超えて連携していく素地が整っているところでございまして。

44ページを御覧ください。ここで提案する取組といたしましては、事業所からの報告の他制度等との重複の整理でございまして、取組の考え方を御覧ください。他制度との指導

のすみ分けを実施することで、環境配慮項目の内容を整理し、市への重複した報告を避け、事業者の負担を軽減する、温暖化対策部署と廃棄物対策部署とは、行政内部でしっかり連携し、政策検討や事業者指導を行う、環境配慮項目は、典型7公害をもとに川崎市の状況に基づいて設定するとまとめております。

45ページを御覧ください。こちらでは、他都市の指針の制定状況をまとめてございますので、参考までに御参照ください。

46ページを御覧ください。次に、(2) 環境配慮書の見直しについてでございますが、現在の環境配慮書制度の概要について、こちらにまとめてございます。主に従業員50人以上の事業所が対象になっておりまして、指定施設の設置または変更の許可申請時に提出していただくものでございます。

検討の方向性を御覧ください。他制度との項目の重複の整理や記述式からチェック式に変更するなど、対象になっている事業所が負担なく取り組むことができるよう検討する、日常的に取り組む必要がある環境配慮と優れた環境配慮の取組を明確化するなど、事業所がメリハリをつけた取組を行うことができるよう検討する、事業所の環境配慮の取組について、定期的に評価できるようなくみづくりを検討するというところで、47ページを御覧ください。

提案する取組といたしまして、事業所が環境配慮により取り組みやすくなるよう様式等を見直すということで、現状は記述式であるところを、見直し後につきましては、参考資料2としまして案を御用意しておりますので、もう一つのタブレットで御確認ください。記述式からチェック式に変更し、「日常管理」と「優れた取組」を明確化、他制度との重複項目を見直すとともに、地域別に特に配慮が必要な項目を設定することで、意識しながら取り組んでいただけるような様式を検討しております。

それでは、資料1の取組の考え方を御覧ください。こうした取組から事業所の負担を軽減するとともに、チェック式にすることで、環境配慮の取組状況を毎年数値化して検討していくことをまとめております。

48ページを御覧ください。(3) 環境負荷低減行動計画書の見直しについてでございます。現在の環境負荷低減行動計画書制度の概要でございますが、環境マネジメントシステムの浸透のため、一定規模以上の指定事業所を対象に行っている取組で、これは本市独自の取組になっております。中長期的な行動計画ということで、5年間の計画を作成し、PDCAサイクルで取り組んでいくものでございまして、左上の表にありますとおり、一定

規模以上の事業所は市への提出義務がございまして、この提出義務のある事業所を環境負荷低減行動事業所と呼んでおります。

検討の方向性を御覧ください。環境負荷低減行動事業所が無理なく継続して取り組むことができるよう、様式の見直し等を検討する、環境負荷低減行動事業所以外の事業所にもEMSの取組を浸透させる仕組みを検討するという事で、49ページを御覧ください。

この件で提案する取組といたしましては2点ございます。提案する取組①、環境マネジメントシステムに継続して取り組むことができる環境の整備ということで、こちらは現在作成・報告している事業所が無理なく取り組めるように、様式を他制度との重複を見直し、現状に合った項目に整理するとともに、既にISO14001を取得している事業所につきましては、今回、環境行動事業所制度の支援の見直しも行ってまいりますので、丁寧なサポートを行うことで、環境行動事業所へ誘導していく必要がございます。

次に、提案する取組②、環境マネジメントシステムの取組のさらなる浸透といたしまして、現在、環境負荷低減行動計画書の提出が任意になっている事業所などが、無理なく環境マネジメントシステムを取り入れた管理・運営に取り組むことができますように、例えば先に環境行動事業所の見直しについて御説明しておりますが、環境行動事業所と連携させた制度設計を検討することが必要ということで、その旨、取組の考え方にもまとめさせていただいております。

駆け足ですが、説明は以上になります。

○若松部会長

ありがとうございました。かなり膨大な資料なので、分けて議論したいと思います。検討の方向性が3つ示されていますけれども、3番目、事業者への配慮のところはかなり詳しくボリュームが多いので、まず最初に、検討の方向性の1と2の部分につきまして、御質問、御意見がありましたら、よろしく申し上げます。検討の方向性1は、地域の特性・課題を踏まえた取組の推進ということで、川崎の地域的な特性を考慮するという事です。それから、検討項目の2は、環境配慮意識を拡げるための事業所支援ということで、幾つか提案されていますけれども、この部分につきまして、御意見がありましたら、よろしく願いいたします。

○與本委員

度々すみません。市民の立場からということで、今年非常に気になることは、2024年は光化学スモッグ注意報が9回発令されましたね。それで、そのうち、前回は川崎市の大きな課題としては、光化学オキシダント、これが基準値に達していないと、それがまた市民の実感が十分とは言えないことにもつながっているだろうというたしか御説明があったと思うのですが、9回のうち最高濃度が、麻生区が4回なんですね。あとは宮前区とか、高津区とか、多摩区とか、どちらかという、光化学オキシダント濃度は北部の方が高いというようなことが環境総合研究所のほうからデータとして発表されています。

その中で、主な原因としてはNO_xとVOCだというようなことが原因として掲げられていますよね。そうしますと、それが実際どこから出ているのか、それと、それに対する、今回、9回出た光化学スモッグ注意報に対して、例えば緊急時措置対象工場とか、ばい煙排出者とありますよね。これはあくまで削減措置の要請ができるんですか。要は、さっき言った法令上の命令ではなくて、お願いベースなんですかね。だから、やってもやらなくても、罰則はない。逆に、今回、9回発令された光化学スモッグ注意報に対して、さっきの話と重複しますが、どのような指導といいますか、対策を講じられたのか、それを大まかで結構ですから、北部と中部と南部、それぞれエリアごとの地域性の課題で書かれていますから、北部でなぜ光化学オキシダントの濃度が高いのか、それを下げるためには、今後、環境配慮ですとか事業者にどういう協力を求めていったらそれが基準値に達するのか、多分広域的な要因も多いですから、そんな簡単にそこだけやればよいという話ではないとは思いますが、やっぱり光化学スモッグ注意報が市民に対する影響は非常に大きいですね。今まで大体年に2回か3回ぐらいだったのが、地球温暖化とか、いろいろな事情があるのかもしれませんがね。ですから、今回、9回発令されたものに対してどのような改善指示なのか、さっき言った要請なのか、分かりませんが、それを大まかに、北部、中部、南部に分けて教えていただけますか。

○事務局（環境保全課長）

環境保全課の加藤です。オキシダントの対策についてでございますけれども、まずNO_xについては、対象となる大規模な工場に対して、前日または当日に排出量の削減をお願いしているところで、それについて対応していただいているところです。VOCにつきましては、今のところ、どのVOCをどれだけ出せばオキシダントにどれだけ寄与するのかというのがはっきり分かっていませんので、NO_xほど、事業者を決めて対策、削減をお

願っているという状況にはないところでございます。

先ほど南部と中部、北部という話がありましたが、こちらについては、風向き等もありますし、NO_x、VOCが発生した場所ですぐにオキシダントになるわけではありませんので、それが流れていった先でオキシダントに変わるといふふうに考えておりますが、その辺は明確な知見がまだ得られていません。また、北部については、自動車の排気ガスによる影響もあろうかというような話もありまして、今のところ、今後それを原因究明に向けていろいろ考えていくというのが我々の仕事というふうに考えております。

以上です。

○與本委員

ありがとうございました。今の御回答で2つ質問させてもらいたいんですけども、1つはVOCの話です。これは測定がなかなか難しいというのは私も理解していますが、環境総合研究所さんに私も問合せしたところ、近年、その測定する技術が開発されたというようなことは伺ったんですよ。それで、この資料にも9都市のデータを参考にインベントリーの推計量、これは出ていますけれども、川崎市として測定をしないと原因がはっきりしないですよ。環境総合研究所さんもそういう見解を示されているから、具体的にVOCの濃度をきちんと市内で継続的に測定する、これはやった方がいいと私は思います。

それから、もう一つ、車両による排気ガス、地元の方はよく御存じだと思うのですが、一番今顕著なのは、武蔵小杉の駅前の南武沿線道路、南武線側の出口、駅前から見ると、1分に1台、大型トラック、ダンプが走っていますね。1日何百台か分かりませんが。どうも見ているとそれが残土らしいんですよ。目視ですから分かりません。もしかして、これ、浮島とか東扇島の埋立事業に持っていつているとしたら、それは川崎市さんとしてもやっぱり受入れの総量規制をすとか、特に夏の場合、4月から10月とか、それは何か考えないとまずいのではないかと考えています。

それと、今、リニアの工事が梶ヶ谷貨物ターミナルというところでリニアのトンネルを掘っているんですよ。それは最大1日600台ダンプで出る排出量、残土が。そのうち300台分は鉄道貨物で運ぶ。これはクリーンかわさき号は北部で王禅寺とかの清掃工場から出た灰を実際鉄道貨物で運んでいますよね。ただし、今言ったリニアの残土は半分しか運んでいないということなんですよ。JRさんの説明だと。なおかつ、すぐ横で矢上川の雨水貯留槽のこれまたシールド工事をやっていて、それは県の治水事務所に聞いたら1日100台

出ると。県の治水事務所の雨水貯留槽は、これは浮島、リニアの残土は東扇島、いずれにしても川崎市の港湾局が関連する事業ですよ。その事業所に対してこういう環境配慮ですとか、そういうような要請というのはできるものなんですかね。やっぱりお願いベースですかね。その2点です。

○事務局（環境保全課長）

ダンプで残土を運ぶという話につきましては、それ自体が特に問題があるとは考えておりませんので、あとは事業者さんとしての環境配慮をどのぐらい考えていただけるかの範囲なのだろうなというのが1つと、もう一つ、受入れ側にある程度インセンティブがあるような事業であれば、そこは受入れと排出側との話合いの中でどれだけのことができるのかというのを決めていってもらいたいというのができるのではないかと考えております。

以上です。

○與本委員

VOCの測定の件は。

○事務局（環境保全課長）

VOCの測定につきましては、全く測定していないわけではないんですけども、物質がかなり多いので、全てを網羅しながらやっているというよりは、ある程度当たりをつけて、このあたりの物質が影響が大きいのではないかというものについて、今、調査をやりながら、何がしかの知見を得るように研究所とも連携してやっております。

以上です。

○若松部会長

若干補足ですけど、VOC、環境モニタリングは、非メタン炭化水素という形で数か所でやっているんですけども、それはいろいろなものを全部ひっくるめた値ですので、どういった中身かというのがすごい大事になるのです。最近、私は教えてもらったところによると、特にアルデヒド類が光化学大気汚染の生成に大きく寄与しているという話があって、その測定を最近継続的に川崎市のほうでも横浜市とかほかの自治体とも協力しながらやっているということですので、多分そのデータは結構貴重です。おっしゃるとおり、

発生源から出たNO_xとかVOCが、だんだん輸送される過程で光化学オキシダントをつくりますので、そのときにどういった物質がそれに関与しているかというのが、研究的にも調べていかなければいけないところが幾つか残っていますので、その辺は課題としてあると思います。今回の3つの方向性の中で、1に関しては若干具体性がないんですね。もうちょっと、今、御質問があったように、特に沿岸地域の工場地帯のその方に対しての情報としては、そこから出たものがどんどん時間を追うことによって内陸に行くので、そういうところについての配慮も必要だよとか、そういう情報提供をしてあげないと、特に川崎市の特性に応じて3つに分けてやるというふうに書いていますけれども、若干具体性がないというのが見た感じですので、そこはもうちょっと委員の方からもアイデアをいただいて、充実していったらいいのかなというふうに個人的には思いました。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

どういった情報とまでは落とし込んではいないのですが、今まさに皆さんがおっしゃっていただいたような情報を出すのが、これまでも足りなかったかなというところがございますので、実際に回答していただいたり、環境配慮についてチェックをしていただいたときに、そういった情報もお示ししながら、環境配慮について考えていただくことが大事だろうというところがこの検討の方向性1になりますので、そういった情報を一緒にお示ししながら取組をやっていきたいというふうに考えております。

○若松部会長

よろしく願いいたします。

ほかにこの方向性1から2につきまして。関口委員、お願いします。

○関口副部会長

環境配慮を進めていく過程で、さっきの前半のところで質問すべきだったかもしれないですが、アンケートの2番目のところで、そういう取組がされて、環境へ我々が貢献しているということが分かるからというのがありましたよね。あれはどういう部分の資料から中小の事業所さんはそういう理解をしているんですか。つまり、浸透させるのにどういったところで情報を得ているかというのがすごく重要かなと思っていたんですけども、その辺はいかがですか。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

残念ながらそこまで我々もアンケートの中に情報を入れ込んでおりませんでした。一般的な情報はホームページへ載せてはございます。ただ、環境配慮、こういったところの情報を見ながら書いてくださいとか、配慮してくださいというところまでの情報の伝え方であったりとか、環境配慮書の様式を載せているところに一緒にそういった課題もホームページに掲載するとか、そういったところもそこまでは我々もできていなかったというような反省もございました。なので、今回、こういった情報が必要ですかという中に市の課題を入れましたときに、割とそれをチェックされてこられる事業所さんが多かったことから、そういった取組をちゃんとしていかななくてはいけないなというふうに感じた次第でございます。

○関口副部長

質問した理由は、各事業所とかに直接連絡するときは、今言ったように市を3つに分けてということはやりやすいと思うんですけども、例えばホームページとか、中小側が見に行く先もそういうふうに分野を分けて今後掲示して進めていくというイメージでよろしいんですか。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

一応ホームページ等作成する際は、南部の傾向、中部の傾向、北部の傾向という形の作成になってくるかとは思っております。

○関口副部長

分かりました。

それとあと、さっきのVOCとNO_xの関係ですけれども、総合研究所のほうからは市のほうにデータが出てきて、今、VOCの非メタンの濃度とNO_xの濃度がどういう比であるとか、そういうような情報というのは随時入ってきているということによろしいんですよね。例えばNO_xを減らしたからといってオキシダントが減るとは限らないわけで、要はNO_xを減らしてもVOC濃度によってはオキシダントが増えてしまうとかそういうケースはあるわけですよ。だから、そういうふうな状況が常にデータとして入って

きているのであれば、例えばこの時期は、この地域はNO_xは低いんだけどオキシダントは高いとか、この地域はNO_xもVOCも高いからオキシダントが高いんだとか、あとは先ほど先生がおっしゃったように、移流の関係で、これは外から来たものだろうとか、そういう全体のデータをある程度把握した上で3か所に分けてやっていかないと、結局、その辺の細かい情報がないのに3つを同じように扱うというのはやっぱり難しいのかなと思います。要は流れに対して手前から順番に行くとするれば、全然状況は変わりますので、その辺も随時データを拾いながらやっていただいた方がいいんじゃないかなということで、これは感想になります。よろしくお願いします。

○吉村委員

前回までの議論を踏まえて資料は大変分かりやすくなったという印象で、ありがとうございます。答申に向けて議論しなければならないところに大分近づいてきたなというふうに思いました。

方針の1、2に関してですが、既に議論があったように、どんな情報を提供するかというところを私も少し考えていまして、環境の動態特性という基本情報のところと、あとは地域の地形だったり、気候だったり、あと産業だったりという、そういったバックグラウンドの情報というのがあって、それについては資料に盛り込まれていると思うのですが、あと少し解像度の高い情報として、例えばこの資料の12ページ、13ページにあるような苦情の実績、それから、環境基準達成度というものもあると思うので、そこを毎年更新しながら、直近の情報を共有していくというところが、モチベーションを上げていただく上で有効になるかなというふうに考えています。

環境基準との関係に関しては、事業者が満たしているかというところは最低限法律遵守という意味で大事なところで、それがもし違反があればそれも可能な範囲で共有するといかないと、あと、特定の事業所、特定できないような環境汚染、大気ですとか、公共用水域の基準達成率というものもあると思いますので、そこは地域で対応しないといけないというその2種類、それから基準とは別にプラスアルファで環境をよくしていくという、その3種類の情報を、資料が多過ぎると読み切れなくなりますので、バランスが必要にはなると思うんですけれども、毎年、最新の情報を共有するというのは大事かなと思います。

あと、空間的には、今、3地域での特徴をまとめていただいているということで、川崎市の場合、こういった仕分けが長年やられてきたかと思うんですけれども、もし可能であ

れば、区別の情報ぐらいに落とし込めると、うちの区を何とかしようという気持ちが出やすいのかなというふうにも思いましたので、事務作業は大変になるとは思うんですけども、3地域よりももう少し細かい地域分けができれば一番いいかなと思いました。

ひとまず以上です。

○若松部会長

貴重な御意見、ありがとうございます。今のはコメントとして事務局のほうでお受けいただいて反映させていただければと思います。よろしく願いいたします。

○中嶋委員

中嶋でございます。いろいろと資料、ありがとうございます。特に中小規模の事業所様へのアンケート、非常に参考になるなと思っています。9割以上の方が取り組んでいるという中にありながらも、回答いただいたのが3割ぐらいということからしますと、残り7割の方に取組をしっかりと伝えていくことを継続していただく、ここが全体としてレベルを上げていくために必要ではないかと思っております。その中に、取組内容を他の事業所へ紹介をするというのがありましたが、すぐには効果は図れない、何から取り組めばいいかわからないという事業者さんにとっては、一つの参考資料になると思われま。やるべきことが見えるということは、一歩前進することであり、ぜひこういった取組は継続していく仕組みづくりをしていただけると、より広がりが出るのではないかと思いました。やり切るということをぜひお願いできればと思っています。

○鷺北委員

質問なのですが、32ページの事業所の自主管理をさらに促進するためのアンケート結果なのですが、郵政グループが行っているサステナビリティ経営1件と出ているのです。この中身といますか、アンケートで1件を入れるというのは初めて見たというあれなんですけれども、この中身はどんなようなものになっているのか御説明をお願いしたいのです。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

こちらは郵便局の方から御回答をいただいた、「その他」の意見でございます。その中

に具体的に郵政グループでは、こういったサステナビリティ経営ということで、環境に配慮した経営を郵便局全体で行っておりますよというような御紹介がございました。それで、その他のEMSということで書かせていただいておりますが、我々がこれを提示したわけではなくて、郵便局の方が、こういったものがございますということで御紹介いただいたものでございます。

○若松部会長

若干時間も押していますので、検討の方向性の3番目、事業者の軽減負担、これは今回一番たくさん資料があって具体化されているところですけども、これに関しまして御質疑いただければと思います。よろしく願いいたします。資料の36ページから以降、かなり具体的に、これまでの仕組みと今回の仕組みとの関連性とか、負担軽減する具体的な項目とか内容につきましてお話しいただいておりますので、何か御質問とか、補足の御意見とかがあれば受けたいと思います。

與本委員、お願いいたします。

○與本委員

42ページの他制度との重複の整理という中で、組織的な対応を、今まで重複していたのを、それぞれ部門ごとに分けて対応されるというのは非常に分かりやすいんです。逆に言うと、中小事業者さんから見ると、この問題、どこに言っているのかというのがはっきり分かるものなら分けられるんですけども、例えば2部門に重複していること、あるいは全部門総合的に関わっていること、例えばさっきの光化学オキシダントというのは、もちろんNO_xとかVOCなのですけども、その前提として、気候変動の温暖化対策、要はCO₂を削減することも、より効果があるというふうにも理解できますよね。

そうすると、総合的な問題を何か取り扱う部署が、窓口というのですかね、ワンストップというか、相談窓口みたいなのがあった方が、要は中小企業の方は必ずしも専門的な、そういう研究職みたいな方がいらっしゃらない会社の方が恐らく多いと思うんですよね。どこに言ったらいいか分からない、向こうですよと言われてたら、ここまではこっちだけど、ここから先はあっちとこっちに言ってくださいとなっちゃうと、切り分けるのが本当にいいのかどうかという問題も恐らくあると思うんですよね。

じゃ、これはワンストップで一応承って、庁内で調整して返事をしますというのは、さ

つき冒頭申し上げたように、いわゆる法令遵守の問題と環境配慮ですか、その取扱いは非常に微妙だと思うんですね。微妙だと申し上げるのは、要は、一方では法令遵守で、指導といいますか、法令に基づく是正命令が出る可能性がある。片方は、それもあるかもしれないけど、こっちはもっと頑張りましょうというのは、なんかブレーキとアクセルを一緒に踏むような感じになっちゃうおそれもあるので、要は業者さんから言うとびびって、相談しにくいというところももしかしたらあるのかなと。だから、共創課さんですか、行政と民間が一緒につくり上げるような窓口があると非常に相談しやすいんじゃないかなと思いました。

以上です。

○若松部会長

大変貴重な御意見だと思います。確かに3つに分けて、負担軽減して、書類を少なくするというのは分かるんですけど、じゃ、全体を統合して、総合的にどこが窓口になるんだという話だと思うんですね。光化学オキシダントの問題はさっきあったのですけれども、やっぱり地球温暖化とかなり関係していますので、温暖化対策部門と公害対策部門の連携というのは必要だし、テーマによって違うと思うんですけども、川崎市の市役所全体としてどこが取りまとめるのかというのは、やっぱり一つの課題だと思いますので、その辺、ちょっと御検討いただければと思うんです。御意見がありましたら、よろしく願います。

○事務局（環境対策推進課長）

今現在、そういうところがすぐつくりたいなことはちょっと私のほうで申し上げられるものではないんですけども、いただいた御意見、ごもっともだと思っておりまして、事業者さんの使いやすさといいますか、市へのアプローチの仕方という意味ではすごく有効なんだろうなというふうに思っております。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

今、我々、本庁舎に移ってまいりまして、特に20階に環境局のほぼほぼ全部の事業所が入っております。21階に脱炭素戦略推進室が入っているところなのですけれども、これまでもそういう形の連携はしてきたのですが、特に市の公害になりますと、廃棄物の関係と

というのは市条例に係る施設がございまして、連携が多いので、一緒に事業者さんと窓口で対応したりとか、そういった連携はかなりできやすくなっております。大体、事業者さん、何かありましたら、公害の関係の窓口で御相談にまいります。我々のほうでそういった形でコーディネートして対応するということは、今もやっちはいるんですが、例えばそれをもっと見える化するということですよ、こういった場合にはこちらに御相談くださいというような、ワンストップでできますよというような御意見を今回いただきましたので、またそれは答申の提案の中にぜひ盛り込ませていただきたいと思います。

○若松部会長

よろしく願いいたします。

ほかに方向性3につきまして、御意見がありましたら。吉村委員、お願いいたします。

○吉村委員

1つだけ関連して教えていただきたいんですけれども、現行の取組として環境行動事業所の認定ですか、登録になるんですか、という制度がありますよね。それは今後も継続するという前提での議論だと思うんですけれども、この書類の制度自体の書式も含めた見直しと、あと、環境行動事業所としての認定制度というところの具体的なイメージがまだよく分からない状況なんですけれども、どういうふうに考えていけばいいでしょうかという質問なのです。ちょっと分かりにくくて申し訳ないですけど。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

申し訳ありません。それでは、まず33ページを御覧ください。環境行動事業所制度ということで、ISO14001を取得した事業所につきましては、自分たちで環境管理や監査などのある程度の体制を確立して管理できている事業所ということで、現在、市の公害防止条例の変更許可申請や届出の一部などの免除をしているところでございますが、こちらの支援策について、34ページにありますように、まずは、これまで中小に対するこういった支援策がなかったというところもありましたので、現在、中小企業向けのそういった民間EMSで、エコアクション21とか、そういったものが確立されてまいりましたので、そういったものを取得している事業所につきましては、基本的にこの認定を受ける対象にしていくというのが1つ、そして、今回御提案しているところで、これについては皆様の御

意見があると思いますが、こういった民間EMSを取得する場合に、やはりかなりの費用が必要になってくるという中で、費用の工面は大変なだけけれども、環境配慮について、自分たちはもっとちゃんとやっていきたいんだという事業所につきましては、環境負荷低減行動計画書の様式というものは、基本的にはこういったPDCAで自分たちで中長期の計画を立てて、それをまた結果を取りまとめてといったサイクルのものでございますので、こちらの取組と連携させて、少しそういったことをやっている事業所もこの環境行動事業所であるというような仕組みにできないかなというふうな今回の御提案でございます。

○吉村委員

ありがとうございます。全く異論はないのですが、気になっている点としましては、見直し後に温暖化の部分と公害対策と廃棄物というのがそれぞれ分けて報告という形になりまして、恐らく環境行動事業所の認定に関しては、3分野総合評価した上での判断になると思うんですね。ですので、この部会だけでは議論できない部分かなとも思っているんですけども、その場合も、ある程度、今後の展開を迎える中で共有していただくといいかなとも思っております。

あと、関連して、生物多様性の部分も今回盛り込んでいただきましたけれども、そうすると、生物多様性というのを、もう一本大きな柱として入るのかなというふうにも思いますので、そこも含めて御検討いただくことになるかなというところです。

○若松部会長

今の特に後半の部分についてはいかがでしょうか。どういったお考え。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

こちらについては、当初、我々としたしましては、市の公害防止条例に関わる部分の認定要件になってくるので、公害防止条例の範囲内での様式というふうに考えておりました。また、こちらは内部でも検討してまいりたいと思います。

○若松部会長

一番最初の議論で、川崎市、3つに分けてという話の中に、北部の地域とかはそういっ

たいろいろな生態系の話とかが結構重要になりますよね。だから、さっきから議論がありますように、3つに分けて簡素化したということと、それを全部統合して川崎市を3地域に分けて全体的に見ていこうという話が矛盾しないように、どこかで調整する必要がやっぱりあるわけですよね。その辺のところは皆さんが懸念しているところだと思うんですけども。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

そこはまた聞くボリュームのところもあるのかなと思ってまして、一から十まで生物多様性の計画の中で聞くような情報を全部お聞きするというよりは、公害に関連するようなポイントを確認していくとか、そこら辺は様式を検討していく上での一つの検討材料には確かになると思いますので、検討してまいります。

○若松部会長

今後の検討課題として残しておいていただいて、ぜひ川崎市として総合的に環境配慮というか、対策を進めていくということについてのさらなる検討を深めていくという形の姿勢も大事かなと思いますので、よろしく願いいたします。

與本委員、お願いいたします。

○與本委員

南部、中部、北部という区分けの問題点じゃないのですけれども、そう簡単には割り切れないところが実はありまして、それは何かというと、川崎市の今年市制100周年ですけども、もともとは川崎区から広がっていったというか、北部にどんどん伸びていったというか、そういう歴史の中で、平坦部、いわゆる南武線沿いの平坦部は昔はほとんど田んぼだったんですよ。平らですから。北部という、例えば麻生区とか、宮前区とか、高津区、多摩区もありますけれども、丘陵地帯はほとんど住宅地なんですね。用途地域上は。北部でも多摩区と高津区は南武線沿いの平坦地には工業地域があるのです。大きな工場が戦後からありましたよね。大きな田んぼのところに大きな工場は造りやすかったので、点在しているんですよ、工業地域、都市計画法上の用途地域で言うと。麻生区には調整区域が30%あるんですよ。市街化調整区域が。市街化調整区域と都市計画区域、市街化区域を一緒に考えるというのはちょっと無理があるかなと思いますね。

逆に言うと、川崎区のさっき私が言った浮島とかあっちも調整区域なんですよ。これから都市計画決定で用途地域が変更されるかもしれませんが、視点としては、市街化区域と市街化調整区域、平坦部と丘陵部。丘陵部は基本的には分流式の雨水と汚水が分かれていますから、中小河川で水質とかをみんなふだん見ることができるけど、川崎区、幸区、中原区あたりはみんな合流式で、それこそ、中小河川がないですよ。どうなっているか見えないですよ。出口でしか分からない。水質の関係は。だから、そういうことで、単純に北部、中部、南部という分け方が、環境配慮上の仕分けとしていいかどうかというのはちょっと疑問が残りますね。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

ありがとうございます。ただ、我々としましても、また、南部、中部、北部の課題の中にそういった市街化調整区域とそうでないところのこういった課題がありますという課題出しをさせていただいておりました、それを細分化していくと、またそれはそれで事業所の方々もちょっと情報過多になってしまうという部分もございますので、そういった情報をうまく入れつつ、ただ、取組についてはもう少し簡素化できるような形での御提供を検討してまいりたいと思います。

○吉村委員

重ねてというか、一応確認を含めてのお願いですが、この制度改定という部分は、タイミングとしては若干遅い面もあるかもしれませんが、このタイミングで環境配慮行動を見直すというのは非常にいいタイミングだなというふうに思っています、温暖化、公害、廃棄物に関して整理しましょうというところだと思うんです。もしこれから公害対策が、この部会ではメインの議論になりますが、環境行動事業所の定義を考える際に、公害対策だけが守備範囲になっていますと、今後、環境という言葉がそれに対応しなくなると思うんです。もう既に環境と言った場合に温暖化対策が入っていないのというところは市民の皆さん、疑問に思うと思いますので、公害対策をメインにするのであれば、公害対策という言葉を使った方がいいと思いますし、環境行動という言葉を使うのであれば、公害対策だけではなくて、温暖化対策、それから廃棄物、場合によっては生物多様性も含めた形にした方が、皆さん、受け入れられやすいかなというふうに思っています。コメントです。

○若松部会長

ありがとうございました。

引き続き、最後の5番目の取組の評価基準と今後のスケジュール、資料1の最後の部分ですけれども、御説明いただいて、また御質問等ありましたら、1、2、3、全ての部分についてお聞きしたいと思いますので、まずは5番目につきまして、御説明、よろしくお願いたします。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

それでは、「5、取組の評価基準」について御説明いたしますので、51ページを御覧ください。取組の評価基準といたしましては、環境配慮意識を拓げるためのしくみづくりににつきまして、環境配慮書につきましては、今回、様式をチェック式に見直すことによりまして、年度ごとに「日常管理」の項目の取組状況についてグラフ等を使って分かりやすく表示していきたいと考えてございます。また、優れた取組につきまして、環境配慮事業所宣言という仕組みも提案してございますが、こういった事業所の公表をもちまして、優れた事業所は公表してまいりたいと考えております。また、環境配慮書を提出した事業所を対象にいたしまして、毎年というよりは定期的にと考えておりますけれども、アンケート等を実施して、事業所の環境配慮意識の変遷などについても今後確認してまいりたいと考えております。

次に、環境配慮に意識高く取り組んでいる事業所への支援ということで、環境行動事業所につきましては、今回見直すことによりまして、現在32事業所であります事業所数を、こちらの数の倍を目安に、まずは70事業所を目指して取組を進めてまいりたいと考えております。

52ページを御覧ください。次に、今後のスケジュールでございますが、53ページを御覧ください。次回の部会につきましては、皆様にメールで既に御連絡しておりますとおり、来年の1月8日を予定してございます。そして、このときに答申案を提出させていただくのでございますが、本日の議論をいただきました内容を含める必要がありましたので、本日、素案を提示することができませんでした。大変申し訳ありません。ですので、11月中に、本日の議論の内容を文書に落とし込んだものを、皆様に11月中に一度お諮りして御意見を伺ってから、その集約したものを第4回部会で御確認いただくというふうに考えてご

ございます。お忙しいところ大変申し訳ございませんが、御協力のほど、どうぞよろしくお願いたします。

説明は以上でございます。

○若松部会長

ありがとうございます。ただいまの御説明に対しまして、御質疑、よろしくお願いたします。

5に限らず、これまで言い残した部分とかがございましたら、一緒にお受けしたいと思っておりますので、この資料1の全般につきましても、御意見をいただければと思います。よろしくお願いたします。

○神長委員

いろいろと整理されてきたなというふうに感じて聞いておりました。多分、皆さんの御議論を聞いていても、100周年というのは、一番早いのが今というふうに考えれば、今やるのがよろしいかとは思いますが、公害というものからいかに環境再生につながかというところが見せどころだと思いますし、そもそもこういった中小企業に関しましては、まさに現場といいますか、行っていることが、いわゆる公害防止というところで、まずやらないといけないところなので、その結びつけとしては、ここの部署が公害から始めて一般的な環境再生へとするのは方向性としてはいいなというふうにまず思っ私は聞いておりました。多分皆さんの意見の中で、ゾーン分けはなかなか微妙だということとかもありましたが、逆に区ごとに落とし込むことで、むしろ何らかの競争が行くのかどうか、あるいはそれをするメリット、デメリットがあるのかはよく考えた方がよいかと私は思っ聞いておりました。

私からは1つ伺いたかったのは、せっかく今回、記述式からチェック式に配慮概要書案をつくられたのに当たって、書くよりは絶対こっちの方がよいと思いつつ、見せ方に関して、何らかの例えばボトムアップといいますか、下からのちょっとでもやる場所を増やしたいというふうにお考えですと、割と今の方式だと、優れた取組が上にばーんと来て、そして、改めてだんだん、より身近な部分に下りていく形で、項目、環境配慮事項をつくっていただいているんですが、啓蒙的な形だと逆のほうでもいいのかなというふうを考えて、私はそっちの方がいいのではないかと思っ何となく見ていたので。というの

は、最初から大きいのを出してしまうと、これからやりたい、やらなくちゃまずいなと思
っているところからすると、うっと、最初からバイオ燃料かといってしぼんでしまうぐら
いだったら、別に逆順にするだけの話ですし、あるいは優れた取組も2段階にするとかし
て、もう少し答えやすさというのですかね、見た目として、じゃ、こういうふうに積み上
げていけばいいんだみたいな、そういうような表記でもいいのかなというふうに思ったの
が1つです。

あと、コメントなのですが、前回、届出から変更というふうに、これもチェックマー
クにしてしまうと、実施しているから関連なしまでは自分が該当するところをチェックする
とって、その流れでチェックするというのは、これも全部チェックマークをつけなくち
ゃいけないのかみたいに映ってしまうので、見せ方は要検討かなと、せめてチェックマ
ークをつけないで、ここは何かしら自分で丸をすとか、何か別にしないと、いわゆる選択
項目とは違うよというのをなんか工夫するとよいのかなと思って聞いておりました。個人
的な事情で前回出れなかったのが、キャッチアップしていたところなのですが、こういっ
た公害の部分の一つ一つクリアしていくことを通して、よりよい川崎市をつくるという
ところで、皆さんを巻き込んでいただけるとよいかなと思っておりました。最後はコメント
ですが。ありがとうございます。

○若松部会長

ありがとうございました。特に最後の今のチェックシートについて具体的な御意見があ
ったのですけれども、何か事務局のほうでお考えはありますでしょうか。

○事務局（環境対策推進課長）

御提案ありがとうございます。先生おっしゃるように、私どもも、これをつくる意図と
いうのが、事業者さんの背中を押すというような、広げるというようなイメージを持って
おりますので、見て、書きやすいといえますか、取り組みやすいような書式にしてい
った方がいいなと思っておりますので、先生の御意見を参考にさせていただきたいと思
っております。

以上でございます。

○関口副部会長

最後、非常に細かいところなのですが、資料がどんどん増えてきて、最後の用語解説のところで、例えばNO_xとか、CODとか、どんどん用語が増えていっているのですけれども、一般的に環境白書なんかをよく見ている方は知っている用語なんでしょうが、オキシダントは何からできるのかは書いていますが、じゃ、オキシダントの定義は何なのかとか、用語解説をもう少し、環境側のいろいろな用語についてはあってもいいのかなと思いました。これはどこへ出す資料なのかのレベルでお考えいただければと思いますが、最初るときからは大分いろいろと細かいデータが増えていきますので、NO_xと言われても、分からない方は分からないかもしれないしということですね。そういう形で、用語の追加は全体でお考えいただければと思います。

以上です。

○與本委員

チェックシートの細かいところはさておき、全体的な感想というか、意見なのですけれども、まず、これをどういうやり取りをするかですね。今までみたいに封筒に入れて、チェックして送り返してもらうのか、デジタル化が進んでいる中で、データで送って返してもらうのか、よく分かりませんが、一番大事なのは、最後のところの欄外の【優れた取組】項目にチェックをした場合、または上記以外に環境に配慮した取組を具体的に記載してくださいと書いてあるのですけれども、例えばこれは会社のパンフレットとか、あるいは会社の環境方針とか、もしあれば、そういうもので代用してもらって、添付ファイルでつけてもらって、なるべく負担というか、新たに何か資料をつくるというのはよした方がいいかなと思います。

それと、優れた取組という言葉が出てくるのですけれども、大企業の、今、80点レベルの人が90点に上げるのと、これは失礼なのですけれども、中小企業の方が60点の方を70点に上げるというのは実際相当違いがあると思うんですよ。だから、じゃ、優れているのか優れていないかというのは各社の判断に任せて、どちらかというと、独自の取組とか、地域に根ざした取組とか、さっきの川の近くだとか、あるいは工場も、昔は工場がそこしなくて周りが田んぼだったところに、周りに住宅地が知らないうちに増えちゃって、苦情が来ているという例もあると思うんですよ。工場からすると、昔から工場が、こっちが先であったのに、後から入ってきて文句を言っているみたいなね。でも、そういうことも解決していかなくちゃいけないもので、苦情だとか何とか、ネガティブな言葉を使うのをやめ

た方がいいのと、それから、前向きになってもらうためには、あまり優れた優れたと、優等生ばかり持ち上げるような表現はちょっとよした方がいいのではないかなと思います。

以上です。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

御意見ありがとうございました。例えば優れた取組というのを先進的な取組とか、進んだ取組とか、そういう形ですかね。分かりました。そこは検討させていただきます。

○吉村委員

私もチェックシートに関して、ちょっと細かい話ですけれども、コメントさせてください。

使い方に関してのイメージは、私はホームページで入力というのが一番多いかなと思います。もちろん紙に書いて郵送というのものもあるかと思いますが、ホームページに直接クリックしながらチェックをしてコメントを入れて提出という形が、これからは多くなるのかなと。

書式に関してですが、3点ほど気になったのが、先ほどPDCAサイクルを回していただきたいという話がありまして、チェックシートとの整合性がどうなっているのかなというふうに今見て確認していたんですが、欲を言えば、チェックの仕方として、チェックの項目として、PDCAとなっていると一番いいかなというふうに最初思ったんです。すごく単純な発想ですけれども。今、どの段階にあるか。場合によってはPDCAサイクルを回していないという選択肢もあるのかなということですが、そういうふうに考えますと、一番最初の、より環境性能の高い機器の選定というのが最初にありますけれども、このより高いというのをどこと比べてより高いと考えるのかなというので、回答に困るのではないかなというふうに思いました。

例えば2年前にこういう取組をしていたら、実施しているになりますし、2年前よりもより高いものを今入れようかなと検討していると、今後実施予定になりますということで、どう考えるかで答えは変わってくるかと思うんですよね。ですので、そこを言い始めると切りがない部分があるのですが、ある程度は事業者さんのほうで目標を設定していただくというのもありかなというふうに思っております。そうすると、記入する時間がまた長くなるので、厄介なところはあるのですが、コメントが先ほどあったかもしれません

が、そういったところを可能な範囲で自由回答欄も設けておくといいのかなど。チェック、配慮事項を書いておく場合は、皆さん、どの方が読んでも誤解がないようにしっかり書いておかないといけないなというところは思いました。

ちょっと余談になるかもしれませんが、一番最後の項目にその他というところがありまして、水循環と緑化ですとか生物多様性の項目が入っております。これ、私が、前回も気になってコメントさせていただいたのを反映していただいたのかなと思いますけれども、生物多様性とか緑化に関しては、公害対策の部会で検討するという位置づけになっているという理解でよろしいですか。川崎市の場合ですけれども。そうなっていますと、その他では心もとないかなという部分もあったりしまして、入れ方が中途半端に見えたので、ほかにしっかり対策を取られている部門があれば、そちらに切り離していいと思います。逆にこちらのほうで、そこも緑化とか生物多様性もしっかりやるべきだということであれば、ここはその他ではなくてしっかり入れていく必要があるかなというふうに思いました。

以上です。

○若松部会長

ありがとうございます。多分、さっきお答えだと、公害対策のところメインなので、緑化に関しては恐らくその他という形で整理したいんだろうなと私は思いました。ですから、ここに書いたからといって、緑化のグループとかとそれについての具体的なすり合わせとかは、多分今回は考えていないのではないかなというふうに思ったのですが、事務局の考えは違うかもしれませんが、いかがでしょうか。

○事務局（環境対策推進課長）

緑化にしても、生物多様性にしても、専門でやっている部署がございまして、そちらで取組が進められているところになりますので、しっかり切り分けをした方向で書いていきたいと思えます。

○若松部会長

先ほどの最初の御提案なのですけれども、チェックする項目の一番右端あたりにもう一つに欄をつくって、これについて何かコメントがあればチェックしていただいて、一番下

に書き込んでもらうとか、何らかの意見を吸い上げるような仕組みもつくっておいた方がいいかなど。既に実施していて、さらに上へ行こうというグループと、これから全く始めるグループの差はやっぱりあるので、その辺、既にやっているけれども、さらに具体的にこういったことを考えていますよみたいなことを書き込んでいただけるような欄を1つつくって、右端にやると欄が狭過ぎるので、コメントがあれば、ありなしで、ある場合は下に書き込んでもらうみたいな形を取っていただけるといいのかなと思いましたけれども、いかがでしょうかね。

○事務局（環境対策推進課長）

御意見ありがとうございます。まさに企業さんにはできるだけ新しい技術なんかも取り入れていけるところは行ってほしいというところもございますので、そういった情報をこちらでも把握したいというところがございますので、少しそういった記載を考えてみたいと思います。

○與本委員

時間もないので、さっきの吉村委員の関連ですけれども、目指すべき方向は、川崎環境白書にいつも書いてある言葉、行動変容という言葉なのですね。行動変容をして、P D C Aなのですけれども、それでもって、さっきのいろいろな課題を川崎市全体として取り組んでいく、だから、配慮意識、まず意識してもらうことが大切ですがけれども、そこで止まってはやっぱり駄目で、それをいかに行動変容につなげて行って、実施、Doにつなげていくか、そこには、前回申し上げたいろいろな支援策とか、助言であったり、サポート、これが必要だと思うんですね。ただメールのやり取りでは普通のアンケートと変わらないので終わっちゃったら、これでは駄目で、やっぱりそういうサポートしていく、ちょっとお困りのこと何かございますかと、こういう支援策がありますから、あるいは情報提供さしあげますから、場合によってはそちらまで出向いて、これを見たらこうですねとかアドバイスできるような、そういうところに、組織とか人員の問題はもちろんあると思いますけれども、そういう引っ張っていくみたいなのところも必要ではないかなと思います。

以上です。

○若松部会長

ありがとうございました。ほぼお約束の時間になりましたので、今日の会議はこれぐらいで閉じたいと思いますが、その他の議題も含めて、今後のスケジュール等も含めて、事務局のほうで最後にお話しいただければと思います。私の役割はそろそろこれで終わりにしたいと思いますので、事務局、よろしくお願いいたします。

○事務局（地域環境共創課長）

部会長、委員の皆様、どうもありがとうございました。特にほかとして情報等はありませんが、最後に事務局からの事務連絡でございまして、次回は令和7年1月8日、部屋はこの隣になりますけれども、開催を予定しております。正式な通知は追って事務局からメールにて御連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これにて本日の議事は全て終了となります。本日はどうもありがとうございました。

－閉会－